

## 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規則

平成 29 年 6 月 14 日  
笛吹社協規則第 3-31 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第 2 条 この規則において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給する。
- (2) 常務理事については、報酬及び賞与を支給する
- (3) 事務局長については、報酬及び賞与を支給する。
- (4) 常務理事が正規職員と兼務の場合の報酬は基本給に諸手当、賞与、退職手当及び理事手当を支給する。
- (5) 事務局長が正規職員と兼務の場合の報酬は基本給に諸手当、賞与、退職手当及び理事手当を支給する。
- (6) 非常勤役員等については、理事会及びその他会議への出席をもって、別表 1 の報酬を支給する。理事会への出席は別表 2 の費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表 2 の費用弁償額を超える場合には、旅費規則（笛吹社協規則第 3-5 号）に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表 2 の費用弁償は行わない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 3 に定める額
  - (2) 賞与については、別表 4 に定める額
  - (3) 理事手当については、別表 5 に定める額
  - (4) 退職手当については、別表 6 に定める額
  - (5) 通勤手当については、給与規則（笛吹社協規則第 3-3 号）第 5 条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規則に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 20 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規則第 10 条に準じた日とする。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、退職した後3か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(制定及び改廃の権限)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

- 2 この規則の実施に関し必要な事項の制定は、諸規則管理規則第5条第2号によるものとする。

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬等

年間 50,000円

別表2 費用弁償額

日額 2,000円

別表3 会長、常務理事の報酬等

会長 月額100,000円

常務理事 月額300,000円

別表4 常務理事の賞与

6月の賞与 報酬月額×2か月分

12月の賞与 報酬月額×2か月分

別表5 正規職員と兼務の常務理事及び事務局長の理事手当

常務理事 月額100,000円

事務局長 月額20,000円

別表6 正規職員と兼務の常務理事及び事務局長の退職手当は職員と同様に算出される額